敦賀市中心市街地活性化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)に基づく敦賀市の中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、敦賀市中心市街地活性化基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は次の事項について検討する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること
 - (2) 基本計画に基づく事業計画及びその実施に関すること
 - (3) 中心市街地活性化協議会の設置に関すること
 - (4) その他必要と認める事項に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 敦賀商工会議所の代表者
 - (2) 港都つるが株式会社の代表者
 - (3) 敦賀市の代表者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員会の同意を得て選任する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、必要に応じて意見を求めるために、オブザーバーを置くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、その議長を務める。

(庶務)

- 第7条 委員会に関する庶務は、敦賀市建設部都市計画課において行うものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月12日から施行する。